

○延滞金割合の推移(年率)

平成12年1月1日以降の延滞金の割合は、特例措置の適用により、次の表のとおりとなっています。

適用期間	納期限の翌日から 1ヶ月までの期間	納期限の翌日から 1ヶ月を経過した日から 納付日までの期間
延滞金の割合(本則)	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%

●納期限の翌日から1ヶ月まで

本則 7.3%/年

平成26年以降は、特例基準割合(※1)に1%を加算した割合
(特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

●納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間

本則 14.6%/年

平成26年以降は、特例基準割合に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

※1 特例基準割合とは

平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	各年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の公定歩合)に年4%を加算した割合
平成26年1月1日以後	各年の前々年の10月から前年の9月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合
<p>参考) 令和2年中は、特例基準割合が1.6%(大臣告示0.6%+1.0%)なので、延滞金割合は以下のとおりとなります。</p> <p>○納期限の翌日から1ヶ月まで・・・1.6%+1%=2.6%</p> <p>○上記以降12月31日まで・・・1.6%+7.3%=8.9%</p>	

計算例)

【税額 10,000 円】 【納期限：平成 27 年 9 月 30 日】 【納付日：令和 2 年 8 月 31 日】

H27. 9. 30	H27. 11. 1	H29. 1. 1	H30. 1. 1	R2. 8. 31
2.8%	9.1%	9.0%	8.9%	

期 間	納期限の翌日から 1ヶ月まで (H27. 10. 31 まで)	H27. 11. 1~ H28. 12. 31 まで	H29. 1. 1~ H29. 12. 31 まで	H30. 1. 1~ R2. 8. 31 まで
割 合	2.8%	9.1%	9.0%	8.9%
日 数	31 日	427 日	365 日	974 日
延滞金	23 円	1,064 円	900 円	2,374 円
合 計	4,361 円 ÷ 4,300 円 (100 円未満を切り捨て)			